

預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書保管制度の利用をお考えの方へ

はじめに、こちらをご覧ください！

遺言とは？

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。

これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は主に、**公正証書遺言**と**自筆証書遺言**があります。

どちらの方式の遺言にするか、
それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。



遺言書ほかんガルー

公正証書遺言

⚡ 信頼性の高い方式 ⚡

- ⚡ 法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもと厳格な方式に従い作成します。
- ⚡ 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- ⚡ 作成には財産の価額に応じた手数料が必要です。
- ⚡ 公証人がその原本を厳重に保管します。
- ⚡ 家庭裁判所での検認手続が不要です。

公正証書遺言に関する相談は、
お近くの公証役場へお問合せください。

自筆証書遺言

⚡ 手軽かつ自由度の高い方式 ⚡

- ⚡ 15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも自らの意思により作成できます。
- ⚡ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ⚡ ご自身で作成するため手数料はかかりません。
- ⚡ 遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- ⚡ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要です。

この2点が

自筆証書遺言書保管制度を利用すると...

- ⚡ 法務局に自筆証書遺言書の保管を申請することができます。
※これまでどおりご自身で遺言書を保管することもできます。
- ⚡ 法務局で保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続が不要です。

！ 法務局では、
遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

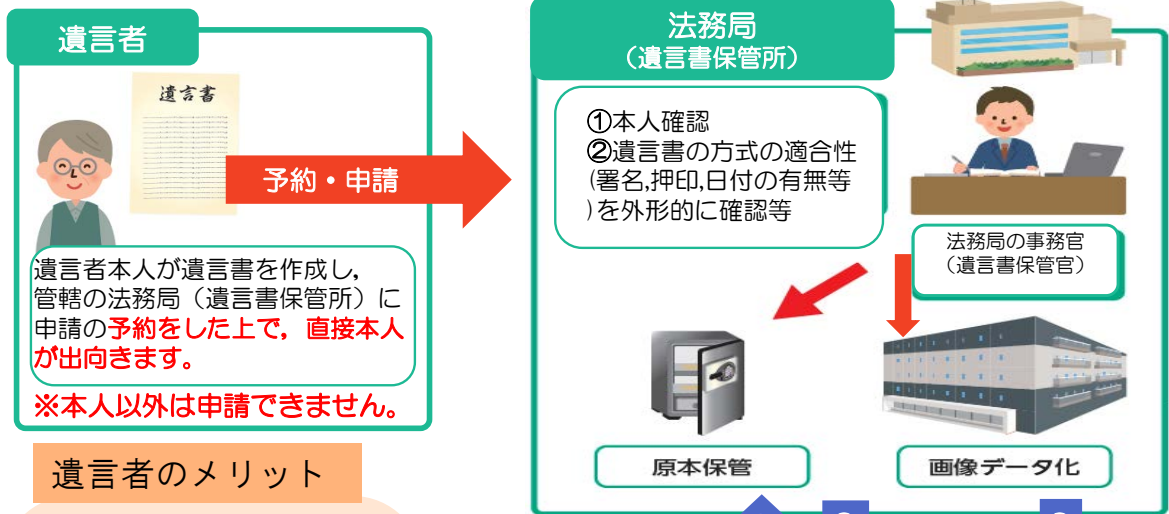
大阪法務局堺支局 詳しい内容は、次ページへ

自筆証書遺言書保管制度

制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局等）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。

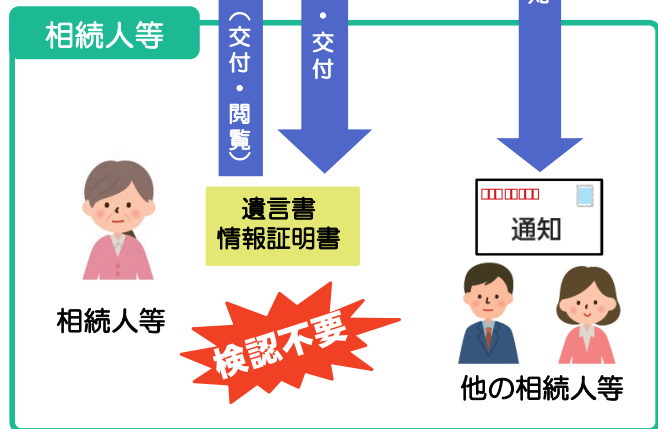
生前



遺言者のメリット

- ①紛失・亡失を防ぎます。
 - ②遺言者の死亡後、遺言書が発見されない事態を防ぎます。
 - ③他人に遺言書を見られることはありません。
 - ④他人に破棄・改ざんや隠匿されることを防ぎます。
 - ⑤相続人や受遺者等の手続きが楽になります。
- ⇒ “終活” のひとつとして...

死亡後



相続人・受遺者等のメリット

遺言者の死亡後、家庭裁判所での**検認手続は不要**のため、速やかに相続手続ができます。

※受遺者...遺言によって遺言者の財産を譲り受ける相続人以外の者



相続開始後、法務局では相続人等に遺言書の内容が伝わるよう、証明書の交付や遺言書の閲覧等に対応します。詳しい手続は法務省ホームページをご覧ください。

自筆証書遺言書の保管の申請

- ・ 手続には必ず**遺言者本人**が法務局（遺言書保管所）にお越してください。
- ・ 自筆証書遺言の方式について**外形的な確認**を行います。
- ・ **遺言の内容についての相談はお受けできません。**
- ・ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。



保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。

自筆証書遺言書の保管の申請に必要なもの

※遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返還されません。

- ・ **自筆証書遺言書**（用紙の大きさはA4版、片面で、とじたり封のされていないもの）
※注意事項(P4, P5)をよく確認しながら、遺言書を作成してください。
- ・ **申請書**（申請書の様式は、法務省HPからダウンロードできます。）
- ・ **添付書類**（本籍の記載のある住民票の写しなど）
- ・ **本人確認書類**（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ・ **手数料**（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

自筆証書遺言書の保管の申請先

※ただし、既に遺言書を預けている場合には、その遺言書保管所が申請先となります。

遺言者の①住所^①地か②本籍^②地か③所有する不動産の所在地^③のいずれかを管轄する遺言書保管所（P6参照）

※遺言書保管の申請をする際は、予約が必要となります。

法務局手続案内予約サービス専用ページ

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



（詳しくは法務省のホームページへ）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html





遺言書の様式の注意事項

以下は、本制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。遺言書保管所においては、遺言の内容についての審査はしません。

↑ 余白 5 ミリメートル以上 ↓

遺言書

1 私は、私の所有する別紙1の不動産と、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

預貯金
印

2 私は、私の所有する別紙2の(不動産)と、次の者に遺贈する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
氏 名 甲山花子
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
職 業 弁護士
氏 名 東京和男
生年月日 昭和〇年〇月〇日

令和2年7月10日

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

遺言 太郎 印

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1/3

↑ 余白 10 ミリメートル以上 ↓

余白 20 ミリメートル以上

余白 5 ミリメートル以上

遺言書を作成した年月日を記載してください。「〇年〇月吉日」などの記載では保管することはできません。

署名+押印が必要です。押印は認印でも差し支えありませんが、スタンプ印は避けてください。

内容を変更する場合には、その場所が分かるようにして、変更した旨を付記して署名し、変更した場所に押印をする必要があります。変更が煩雑になる場合や心配な場合には、書き直すことをお勧めします。

財産の特定のためには、遺言書に財産目録を添付いただいた方が確実です。

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。

※推定相続人に対して、財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません。

※推定相続人に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。

※推定相続人以外の者に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

※遺言執行者については、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】にその氏名等を記載してください。

用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。財産目録以外は**全て自書**する必要があります。長期間保存しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。裏面には何も記載しないでください。

(自書によらない財産目録の例)

通帳のコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号等が分かるページをコピーしてください。

不動産の場合には、所在、地番・家屋番号等により特定できれば、登記事項証明書の一部やコピーを財産目録として添付してもかまいません。
※別紙1は、登記情報提供サービス (<https://www.1.touki.or.jp>) を利用して印刷した例です。

↑ 余白 5 ミリメートル以上

別紙 2

□□銀行

イゴン タロウ サマ

店番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
000 0000000

株式会社●●●銀行(銀行コード)

お取引店 〇〇〇〇支店 お客さまコード △△△△△△△△

電話 00-0000-0000

↑ 余白 5 ミリメートル以上

別紙 1

↑ 余白 5 ミリメートル以上

2020/04/01 08:40 現在の情報です。

所在地 (全地の表示)	宗地 (区)	宗地番号	不動産番号
地積番号 (区)	区画番号 (区)	区画番号	区画番号
所在地 △△△△△△△△△△-丁目	区画番号 △△△△△△△△△△	区画番号 △△△△△△△△△△	区画番号 △△△△△△△△△△
① 地番 空地 ② 地積 ㎡	用途及びその目的 (登記の目的)		
1番2 300.00	1番から分筆 (平成20年10月14日)		
所有者 △△△△△△△△△△-丁目1番1号 株式会社			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△△号	所有者 △△△△△△△△△△-丁目1番1号 株式会社
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△△号	原因 平成20年10月26日契約 所有者 △△△△△△△△△△-丁目1番2号 株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△△号	原因 平成20年11月4日全額消費貸借契約 借主 年2.6% (年5.5%の日割計算) 借主 年1.5% (年3.5%の日割計算) 貸主 年△△△△△△△△△△-丁目1番2号 株式会社 抵当権者 △△△△△△△△△△-丁目1番6号 株式会社●●●銀行

※ 下線のあるものは特約事項であることを示す。

遺言太郎 印

3 / 3

↑ 余白 10 ミリメートル以上

↑ 余白 20 ミリメートル以上

↑ 余白 5 ミリメートル以上

↑ 余白 10 ミリメートル以上

↑ 余白 20 ミリメートル以上

遺言太郎 印

財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名 + 押印が必要です。

遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を自書してください。

遺言書は、左辺に2穴を開けて保管しますので、20ミリメートル以上の余白を確保してください。

用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。長期間保存しますので、財産目録としてコピー等を添付する場合には、感熱紙等は使用せず、印字が薄い場合には、印刷・コピーをやり直してください。ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。裏面には何も記載しないでください。

大阪府内の遺言書保管所一覧

名称	電話	所在地
大阪法務局 民事行政部 供託課	(06) 6942-9482	〒540-8544 大阪府中央区谷町二丁目1番17号 大阪第2法務合同庁舎 管轄区域： 大阪市（全区）、枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、池田市、豊中市、箕面市、豊能郡（豊能町、能勢町）
大阪法務局 北大阪支局	(072) 638-9444	〒567-0822 茨木市中村町1番35号 管轄区域： 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡島本町
大阪法務局 東大阪支局	(06) 6782-5413	〒577-8555 東大阪市高井田元町二丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎 管轄区域： 東大阪市、八尾市、柏原市、大東市、四條畷市
大阪法務局 堺支局	(072) 221-1258 (直通)	〒590-8560 堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎 管轄区域： 堺市、松原市、高石市、大阪狭山市
大阪法務局 富田林支局	(0721) 23-2432	〒584-0036 富田林市甲田一丁目7番2号 管轄区域： 富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、南河内郡（太子町、河南町、千早赤阪村）
大阪法務局 岸和田支局	(072) 438-6501	〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号 管轄区域： 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、泉北郡忠岡町、泉南郡（熊取町、田尻町、岬町）

※保管の申請ができる遺言書保管所
遺言者の住所地
遺言者の本籍地
遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

